

ボーナスカット 共同訴訟Ⅱ 高裁不当判決！！

9月6日、会社からの不当なボーナスカットに抗して、2016年1月25日に賃金請求を求めて闘ってきたBC共同本人訴訟Ⅱ《原告大阪第二運輸所分会山口さん、前田さん、大阪仕業検査車両所分会島津さん》の控訴審は、大阪高等裁判所から不当判決が下されました。

2018年3月23日、大阪地方裁判所から下された不当判決を原告三名は、不服として2018年4月5日に大阪高等裁判所に控訴して係争してきた事件でした。

私たちは、被告会社管理者が、直接的な物的証拠である原告本人とのやり取りを記したとされる「手書きのメモ」を廃棄してしまい、客観的に事実を証明できる証拠無しに、推認で判断された極めて不当な判決に対して抗議し糾弾します！

私たちは、この不当な判決に泣き寝入りすることなく、更なる闘いを進めると同時に、現在闘いを進めている、大谷川さんの「年休裁判」と合わせ、諦めることなく、闘いを前進させていきます！！